

特定歴史公文書等 利用のご案内



茅ヶ崎市文化スポーツ部
文化推進課

「特定歴史公文書等」ってなに？

保存期間が満了した行政文書のうち、後世に伝えるべき歴史資料として重要なものの、また、法人等又は個人から寄贈・寄託されたものをいいます。

これらは、文化推進課の窓口で利用（閲覧・視聴・写しの交付等）できます。



どんな人が利用できるの？



市民に限らず、利用したい方どなたでもご利用いただけます。

（個人・法人を問いません）

利用の流れ

①利用の請求

- ・特定歴史公文書等目録で、利用したい文書を探します。
- ・特定歴史公文書等利用請求書に必要事項を記入し、窓口又は郵送等でご提出ください。
- ・利用したい特定歴史公文書等が見つからない場合は、文化推進課の職員にご相談ください。

請求当日

②審査

- ・該当の特定歴史公文書等に、個人情報等の利用制限情報が含まれていないか確認します。
- ・本人情報の取扱いについては、本人確認書類をご提示又はご提出いただくことでご利用いただけます。
- ・第三者情報の取扱いについては、第三者が利用についての意見書を提出する機会を設けます。

最長30日(※) 正當な理由がある場合は延長することがあります。

③利用の決定

- ・原則、申請から30日以内に利用についての決定をし、「特定歴史公文書等利用決定通知書」をお渡しします。
- ・利用には、「全部利用」「一部利用」と、「全部利用できない場合」があります。
- ・「一部利用」の場合は、袋掛けやマスキング等を実施します。



④閲覧・視聴・写し等の交付

- ・文書又は図画⇒
閲覧又は写しの交付
- ・電磁的記録⇒
 - ①専用機器により再生又は映写したもの
の閲覧、視聴又は聴取
 - ②用紙に出力したもの
の閲覧又は写しの交付
 - ③電磁的記録媒体に複写したもの
の交付

※文化推進課の窓口又は
会議室で行います。

↑ 利用決定通知書にて指定した日

費用はかかりますか？

閲覧又は視聴のみの場合は、無料です。ただし、写し等の交付を希望される場合は、写し等に係る費用（実費）をご負担いただきます。

種別	写し等の作成の方法	金額
文書又は図画	電子複写機による単色刷り	1枚につき10円
	電子複写機によるカラー刷り	1枚につき20円
	複写委託契約による複写	1枚につき当該委託契約で定める額
電磁的記録	用紙に出力 (単色のものに限る)	1枚につき10円
	用紙に出力 (カラーのものに限る)	1枚につき20円
	その他	実費相当額

※両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定します。

いつどこで利用できますか？

- ◆ 利用日：月曜日～金曜日（土日祝日を除く）
- ◆ 利用時間：8時30分～17時
- ◆ 利用場所：文化推進課窓口

特定歴史公文書等はどうやって探したらいいの？

- ◆ 特定歴史公文書等の目録を作成し公表しています。目録は、本庁舎1階市政情報コーナー、2階文化推進課、市ホームページで閲覧することができます。
- ◆ 探しているものが見つからない場合は、文化推進課の窓口でご相談ください。電話でのご相談もお受けしております。

ご利用時の注意事項

- ◆ 飲食しながらのご利用はご遠慮ください。
- ◆ 資料を破損、汚損した場合は、文化推進課の職員にお申し出ください。
- ◆ カメラ等を用いて撮影される場合は、文化推進課の職員にお申し出ください。
- ◆ 資料の貸出は行っておりません。
- ◆ 写しの交付の費用は、文化推進課窓口でお支払いください。郵送での交付をご希望の場合は、現金書留で事前にお支払いください。
(送料もご負担いただきます)

※その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。